

療養費（治療用装具）支給申請 別添「写真用紙貼付用」

治療用装具の療養費を申請する場合は、「装具の写真」の添付が必要です。
領収書と実際に作成された装具が同一かを確認することを目的とするもので、
適正な保険給付のためご理解とご協力をお願いいたします。

治療用装具の申請に必要なもの

- ① 療養費支給申請書
- ② 医師の証明書
- ③ 領収書（作成装具の明細内容を含むもの）
- ④ 装具の写真（写真貼付用紙に貼って提出）

治療用装具の写真的撮影について

作成された装具すべてに対し、下記の方向及び箇所について撮影してください。

- ① 正面
- ② 側面（左右のどちらか一方）
- ③ 裏面（正面の反対側）
- ④ タグ・ロゴ・商標・品番（文字等が読み取れるように撮影）

※ 膝・足首サポーターについては、装具を装着した状態で撮影してください。

※ 中に挿入するタイプの装具（インソール等）については、靴から取り出して撮影してください。

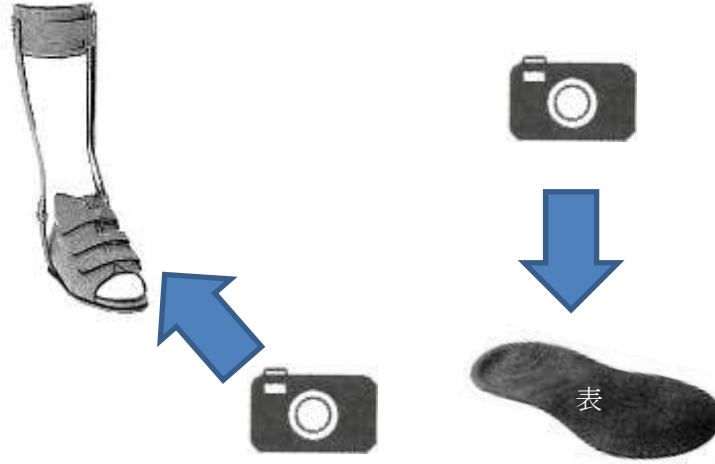
※ 装具の形状が確認できない場合は、再提出をお願いすることがあります。

※ 小児弱視等の治療用眼鏡の申請については、写真添付は必要ありません。

療養費（治療用装具）支給申請書 別添「写真貼付用①②」

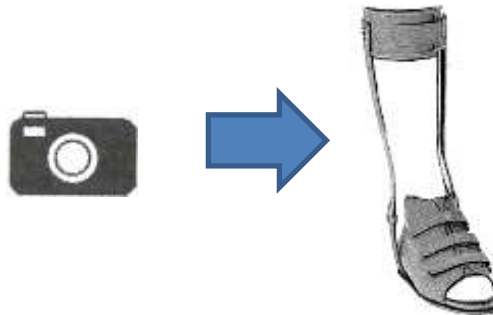
撮影した写真を現像（又はプリント）し、用紙に貼付していただき、療養費支給申請書に添付して提出をお願いいたします。

- ①正面（表） 前から装具全体が確認できるように撮影してください。
インソールは上から撮影してください。



イラストの上に貼付してください

- ②側面 横から装具全体が確認できるように撮影してください。
左右どちらか一方でかまいません。



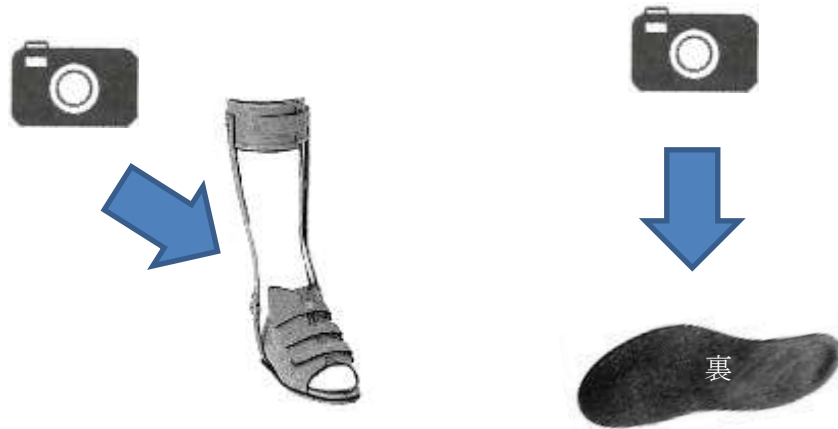
イラストの上に貼付してください

記号番号 _____ 名 前 _____

療養費（治療用装具）支給申請書 別添「写真貼付用③④」

③裏・底

裏（正面の反対側）から装具全体が確認できるように撮影してください。
インソールは底裏面を撮影してください。



イラストの上に貼付してください

④その他

タグ・ロゴ・商標・その他付属品等があれば撮影してください。
文字等内容が読み取れるように撮影してください。
①②③に文字等内容が読み取れるように写っていれば不要です。

貼 付

記号番号 _____ 名 前 _____